

愛媛県農山漁村における
男女共同参画に関する方針

令和3年3月
愛 媛 県

目 次

はじめに	1
1 方針体系	2
2 計画の期間	2
3 推進方策	
(1) 方針決定過程への女性参画の推進	2
(2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革	3
4 推進目標	5

はじめに

女性は、農林水産分野の活動において重要な役割を果たしており、農林水産業の持続的な発展を確保する上で、女性の参画を促進し、女性が有する能力を十分に発揮できる環境を整備することは不可欠である。

本県農山漁村における男女共同参画については、平成6年4月に「愛媛県農山漁村女性のビジョン」を策定し、関係機関が一体となり、目指すべき目標を明確にしなが、農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進してきた。

その結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員に複数の女性を登用する農業委員会の増加や家族経営協定締結数の増加など、農林水産分野において女性が活躍する場が広がってきている。一方、農山漁村には依然として固定的な性別役割分担意識や古い慣習が残存しており、女性の農林漁業経営における役割の適正な評価や経営方針の決定過程への参画は、未だ十分とは言えない状況にある。また、新たに農林水産業に就業した女性は、地域の女性グループ等と知り合う機会が少ない者も存在する。

こうした中、新たに策定する「愛媛県農山漁村における男女共同参画に関する方針」については、平成28年3月に策定した第4次農山漁村女性ビジョンの到達状況を評価するとともに、令和3年3月に策定された第3次愛媛県男女共同参画計画をはじめ、えひめ農林水産業振興プラン2021等との整合性を図りながら、農山漁村の女性を取り巻く状況変化等を踏まえ、

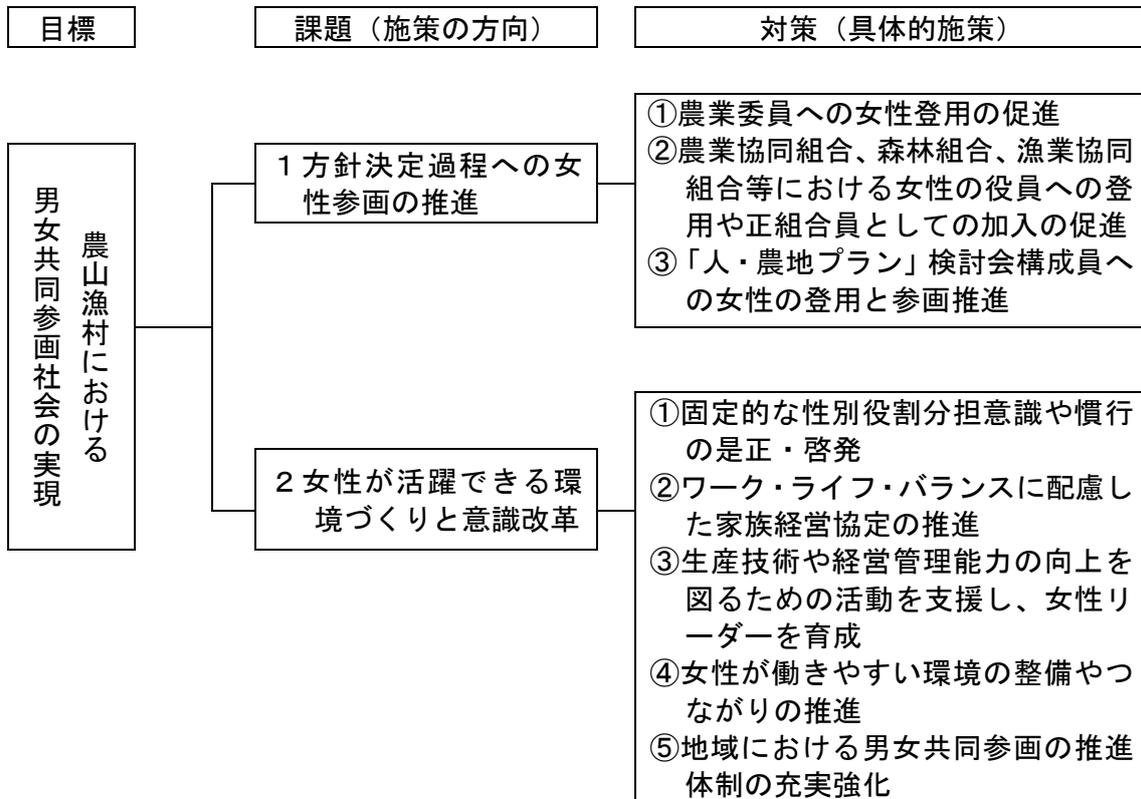
○各団体への啓発活動や数値目標設定による方針決定過程への女性参画の推進

○ステージに応じた研修や家族経営協定、女性が働きやすい環境整備の推進に

よる女性が活躍できる環境づくりと意識改革

等に重点的に取り組むことにより、男女が対等な構成員として農林水産分野の活動に参画し活躍できる社会の実現を目指すこととする。

1 方針体系



2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5ヶ年間とする。

3 推進方策

(1) 方針決定過程への女性参画の推進

①農業委員への女性登用の促進

農業委員会及び農地利用最適化推進委員は、近年女性の割合が増加傾向にあるが、未だに男性が多くを占めており、女性の声が方針や活動に十分反映されにくい状況である。

このため、各市町農業委員会において、女性委員の登用目標を設定し、女性ゼロからの脱却、複数女性の選出に取り組み、意思決定に女性の意見が反映されるよう、意識啓発や組織づくりを推進する。

(具体的な取組)

- 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- 各市町農業委員会における女性登用の数値目標の設定
- 各市町農業委員会への啓発活動

②農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等における女性の役員への登用や正組合員としての加入の促進

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員や正組合員は、男性が多くを占めており、女性の声が方針や活動に十分反映されにくい状況である。

このため、各団体において、具体的な女性役員数や女性正組合員数について目標を設定し、女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。

(具体的な取組)

- 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- 各団体における女性登用の数値目標の設定
- 各団体への啓発活動

③「人・農地プラン」検討会構成員への女性の登用と参画推進

基幹的農業従事者数に占める女性の割合は約4割であり、農業において女性が活躍しているにも関わらず、地域の寄り合い等へは男性が参加し、地域の方針決定の場でも女性の参画は進んでいない。

このため、「人・農地プラン」検討会への女性農業者の登用により女性の参画を推進する。

(具体的な取組)

- 各団体への啓発活動

(2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

①固定的な性別役割分担意識や慣行の是正・啓発

農林水産業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を果たしているが、農山漁村では未だに固定的な性別役割分担意識が強い。方針決定の場への女性の参画や女性が働きやすい環境の整備、家事・育児・介護の負担の軽減等を県、市町、農林水産団体等で連携して推進する必要がある。

このため、農山漁村男女共同参画推進会議や女性リーダー研修会を開催し、固定的な性別役割分担意識や慣行の是正・啓発を推進する。

(具体的な取組)

- 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- 高い意識と行動力をもつ女性リーダーを育成する研修会の実施

②ワーク・ライフ・バランスに配慮した家族経営協定の推進

農林水産業の持続的発展のためには、仕事と家庭生活が円滑に運営されるとともに、平等な家族関係を築くことが重要である。

このため、仕事と家事・育児・介護等との調和や多様なライフスタイルの

確立を支援するため、家族相互の合意のもとにワーク・ライフ・バランスや健康管理を配慮した望ましい生活（報酬・収益の分配、就業条件、経営移譲、役割分担、相続など）を明文化する家族経営協定の締結拡大と有効活用を推進する。また、既に締結している経営体に対しては、見直しを推進する。さらに、家族経営協定を締結した農業経営体に対し、共同経営者として女性の地位・責任を明確化するため、認定農業者の共同申請を推進する。

なお、家族経営協定については、農業者のみならず林業者や水産業者にも普及を図る。

（具体的な取組）

- 家族経営協定締結および見直しの推進
- 認定農業者の共同申請の推進

③生産技術や経営管理能力の向上を図るための活動を支援し、女性リーダーを育成

農林水産業の中で女性の存在感を高めるためには、女性自らの意識改革や技術力・経営力の発展が求められる。

このため、農林水産業に従事する女性の生産技術修得や経営管理能力向上のために、就業初期、中堅等のステージに合わせた各種研修やリーダー研修、情報発信を通じ、地域をリードする女性リーダーを育成する。

（具体的な取組）

- 新たに農林水産業に就業した女性の育成
- 生産技術や経営管理の研修による地域をリードする女性リーダーの育成
- 女性認定農業者の育成

④女性が働きやすい環境の整備やつながりの推進

農林水産業の現場では、トイレや更衣室が整備されていなかったり、整備されていても男女兼用であったりと整備が不十分なことが多い。

このため、女性が現場で働きやすいようほ場や作業場等における男女別の更衣室・トイレの設置を推進する。

また、農林水産業に従事する女性同士のつながりができるよう、県内若手女性の組織である一次産業女子ネットワーク・さくらひめへの加入やそれぞれの地域にある女性グループ間のネットワークづくりを推進する。

（具体的な取組）

- 農林水産業の現場における環境整備の推進
- 一次産業女子ネットワーク・さくらひめへの加入推進
- 女性グループ間のネットワークづくりの推進

⑤地域における男女共同参画の推進体制の充実強化

それぞれの地域でも、方針決定の場への女性の参画や女性が働きやすい環境の整備、家事・育児・介護の負担の軽減等を推進していく必要がある。

このため、各地方局・支局において、地区連絡会議を設置し、男女共同参画の実現に向け、取組の推進や啓発活動を実施する。また、各市町や関係機関・団体においても、主体的に農山漁村における男女共同参画を推進する。
(具体的な取組)

- 地区連絡会議の開催

4 推進目標

(1) 方針決定過程への女性参画の推進

指標項目	現況	目標 (R7)
農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用	複数の委員登用 14 委員会	複数の委員登用 20 委員会
農業協同組合の役員に占める女性の割合	9.3%	15%
女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	40.6%	45%
漁業協同組合の女性正組合員の割合	5.0%	4.5%*

*R7 すう勢値は 4.1%

(2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

指標項目	現況	目標 (R7)
家族経営協定締結数	1,178 戸	1,300 戸
認定農業者に占める女性の割合	9.0%	10.0%
県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	16%	17%
一次産業女子メンバー数	111 名	140 名